

郷土摂津 いにしえ通信

第71号 平成16年3月1日

発行 摂津市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
〒566 - 8555 摂津市三島一丁目1 - 1

(06)6383 - 1111 (072)638 - 0007

ホームページアドレス <http://www.city.settsu.osaka.jp/>

2人操作のむしろ機



足踏み式むしろ機

いすに座って足で踏みました。これで1人で織れるようになりました。



味舌むしろ

かつて味舌はムシロの産地として知られており農閑期の副業でした。足踏み式の時代、薄手で梱包用の「味舌むしろ」は大阪市場での規格の基準となっていました。味舌以外の村でもむしろを作っていました。味舌村には集荷業者が多く特に盛んだったようです。

農具 春夏 最終回 から見た 秋冬 むしろうち

むしろを打つ、ムシロウチは古い言葉、国語辞典にはむしろ打ちを「筵を編むこと」と言い換えています。むしろは編むとは言いません。依は編むものですがむしろは織るもので、むしろ機も構造的に織機で、筵(さお)で打ち締めるからウツというのでしょうか。

むしろ機は足踏み式の1人用が出来るまでは、2人操作のむしろ機を使用していました。2人操作機の構造は室町時代以来基本的に変わっていません。大正時代では、小学校に上がる頃からムシロウチを手伝いました。わらを打って柔らかくしてむしろ用の縄を緇(な)い、むしろ機の杼(ひ)を通すのを手伝いました。

鳥飼いま・むかし

日時 平成16年3月20日(土)
午後2時から4時

場所 総合福祉会館第1会議室

定員 60名

対象 歴史に関心のある方

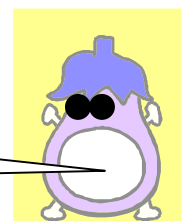
講師 郷土史家 小林貞夫氏

申込み 当日直接会場へ(先着順)

主催 摂津市教育委員会

鳥飼の歴史を楽しく 学んでみませんか。

ちょっと昔の近現代の鳥飼の歴史に迫ります。



同時開催

パネル展示

遺物展示

「鳥飼なつかし写真展」「淀川から土器が出土」



パネル展示案内は歴史を学ぶ市民ボランティアグループふるさと摂津案内人がつとめます。

問い合わせ 摂津市教育委員会 生涯学習課

06(6383)1111 または 072(638)0007 内線 3213

石碑・顕彰札の紹介

伏越樋門跡

(ふせこしひもんあと)

16世紀の半ば頃には、淀川の水を取り入れて、余った水を排出するため、水路(井路)が出来初めていました。しかし、安威川以南の低湿地で水路が本格的に整備されていくのは、江戸時代に入ってからです。別府・一津屋・新在家の3か村が組をつかって「三か村井路」を掘り、自村内の溜水を安威川で伏せ越して(川の下をくぐる)吹田村まで導いて、神崎川に放流しました。慶安4年(1651)高槻藩が芥川左岸に広がる低湿地での水を芥川を伏せ越して、柱本に至る番田井路を開削しました。同年には高槻藩が三ヶ牧(高槻)と鳥養の溜水を吉志部(吹田市岸部)に導くために鳥養井路を開削しました。

摂津市域の歴史をたずねて

【所在地】摂津市東別府五丁目4番地先

【設置年度】平成10年度改修

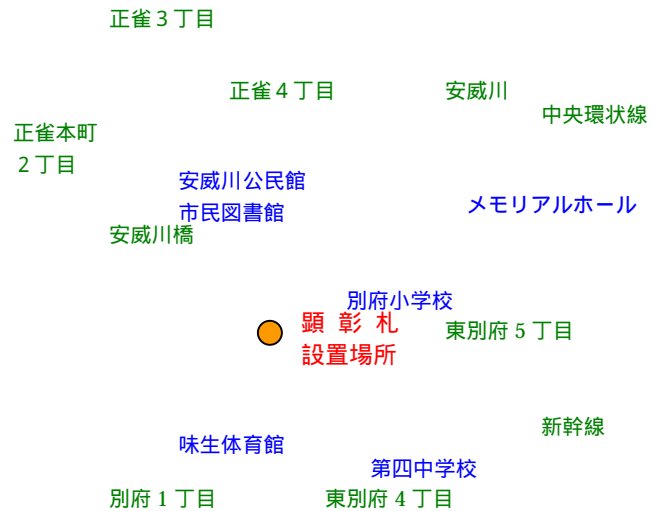
吹田村

○ 新在家村
別府村

一津屋村

江戸時代の水路図

別府・新在家・一津屋三か村の井路が、安威川の下を伏せ越して、吹田村まで延長されているのが分かります。並んでいる井路は、鳥飼七か村のもの(1778年)『摂津市史・別巻』口絵より



第35回 埋もれた摂津市の歴史

摂津市と条里制(1)

条里制とは、農地開拓のために行われた耕地の地割制度のことです。東西南北に6町(1町は約109m)幅に区画され南北は条、東西は里と名付けられました。この6町方格は一町ではさらに36に分けられ、坪と呼ばれました。摂津市域の北部には、

条里制を踏襲した街並みが残っています。また千里丘東四丁目辺りは以前「坪井村」と呼ばれており、条里制の名残だろうと考えられています。現在、条里制の起源については、大化の改新での大宝律令・養老律令の施行の時期、すなわち中央集権的な大和朝廷が確立した時期が有力な説となっています。

摂津市を含む三嶋地域の条里は、正東西・南北に展開する嶋上郡・嶋下郡の条里を主体としながら、摂津市域・吹田市域においては約33度北西へ方位が転換する地域として知られています。(つづき)